

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令について

1. 経緯

「関税定率法等の一部を改正する法律」の一部施行及び「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（平成 17 年 12 月 13 日署名）」に基づく関税割当制度の導入に伴い、税関手続申請システム（CuPES）を使用してオンラインで行うことができる手続を定めている「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」の一部を改正する必要があるため所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 関税定率法に規定されていた輸入禁制品を輸入してはならない貨物として関税法に移行したこと及び輸出してはならない貨物の施行に伴い、「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」別表第一を改正する。

（第一条関係）
- (2) 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令の施行に伴い、「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」別表第一を改正する。

（第二条関係）